

大正団地に新型コロナの感染者が発生しました。

大正団地自治会によると、1月14日(木)、15日(金)にサロンまんまるの利用者とスタッフ合わせて6名が新型コロナに感染し発症(陽性)したことが判明した旨を1月26日に各階段入口に掲示をしました。

この新型コロナに関して、個人情報保護により自治会長に情報が持たされていないため、詳細は不明としています。感染拡大防止について①緊急事態宣言が出されている期間中は、不要不急の外出は控えること。②家庭内でもマスクを着用し、手洗い、うがい、洗顔、洗濯、換気をこまめに実施する

1.選挙管理委員会からのお知らせ

令和3年度管理組合の役員選出の時期となりました。選挙管理委員会では、定数欠員が生じている下記ブロック(選挙区)について、輪番制による役員選出を実施することとなりました。

輪番制度は、平成29年度通常総会において「将来的に組合の管理運営に支障がでることも危惧される」との提案に基づき導入が決議されました。さらに令和2年度通常総会において役員選任手続に関する細則事項(輪番制に関する細則)が承認されています。

つきましては、下記該当ブロックに選挙管理委員が自治会階段委員共々、協力依頼のため戸別訪問を致しますので、ご協力の程お願い致します。

【定数欠員該当ブロック】

1街区(2名)	第2ブロック (1-3号棟・A階段)	1名
	第4ブロック (1-9号棟・A階段)	1名
2街区(4名)	第7ブロック (2-1号棟・B階段)	1名
	第8ブロック (2-5号棟・A階段)	1名
	第9ブロック (2-10号棟・A階段)	1名
	第10ブロック (2-9号棟・A階段)	1名

候補者選出期日 2月15日(月) (役員の推薦票を管理ポストに投函)

2.結露対策について

冬場になると水漏れに対する問い合わせが増加します。調査をすると結露であることが多く見られます。窓を閉め切り暖房すると室内に湿気が溜まり、窓ガラスのみならず壁などにも結露(水滴)が付着します。放置すると床まで水浸しになることもあります。また壁の水滴が床下に回り込み、階下の天井にしみだす場合もあります。さらに、結露を放置するとカビやダニが発生して健康に悪影響を及ぼします。

そこで、結露の被害を防ぐ身近な方法をご紹介します。

- ①室内と屋外の温度差を小さくするために暖房の設定温度を下げることで、定期的な換気をするなど室内の温度が上がり過ぎないように注意して下さい。
- ②部屋全体には除湿機を、狭いところには除湿剤を用いるなど室内の湿気を吸い取る方法も効果的です。
- ③室内と屋外の寒暖差による結露の発生を防ぐために、ガラスの性能を上げたり、カーテンで空気の入出れを阻止するなど「窓の断熱性」をアップさせることは効果的です。
- ④灯油やガスによる暖房器具は、燃焼の際に水蒸気を発生させるため、結露が出来やすいとされています。過度の加湿器の使用は禁物です。

3. 2020年(令和2年)自販機(災害用)手数料の結果

現在、大正団地内に設置されている自動販売機(自販機)は全て「災害対応自販機」として設置されています。これは災害などで電気・水道などが遮断された際に自販機に内蔵されているバッテリーが稼働し、自販機内の商品が無料で提供される仕組みをもった自販機です。一次救援隊が到着するまでの管理組合向けの水分を確保するために設置された自販機でもあります。設置運営に協力する対価として災害用備蓄水(550mlペットボトル・130ケース・3120本)の協賛と協力費(手数料)として売上高5%の支払いを受けています。2020年の手数料は156,480円で前年比8.0%増と3年連続して増加となりました。売上全体は約313万円と推計され、本数は27,713本となりました。

【2020年自販機手数料の推移 単位：円、前月比：%、個数：本】

年月	1街区入口	グラウンド	3街区入口	手数料合計	前年同月比	販売個数
2020年1月	6,769	4,074	1,994	12,837	157.8%	2,318
2020年2月	2,500	4,703	1,572	8,775	89.7%	1,570
2020年3月	6,627	4,670	3,536	14,833	158.2%	2,659
2020年4月	7,749	4,392	1,039	13,180	119.0%	2,306
2020年5月	5,807	4,528	3,066	13,401	127.0%	2,348
2020年6月	3,473	6,181	8,595	18,249	161.0%	3,216
2020年7月	5,405	2,933	842	9,180	63.8%	1,608
2020年8月	9,514	6,874	3,746	20,134	102.9%	3,558
2020年9月	6,532	4,127	1,450	12,109	68.0%	2,144
2020年10月	5,551	3,452	2,872	11,875	138.3%	2,085
2020年11月	5,135	2,333	1,763	9,231	66.7%	1,634
2020年12月	5,185	3,858	3,633	12,676	121.7%	2,267
総計	70,247	52,125	34,108	156,480	108.0%	27,713

4. 専有部分の模様替え・改修工事等(リフォーム)の手続きについて

専有部分の模様替え・改修工事は着手3週間以上前に、内装工事図面と合わせて模様替え・改修工事等申請書を提出して下さい。提出された書類は理事会に諮問します。なお、リフォームを計画するに当たり下記2点にご注意下さい。

ディスプレイの設置について(注意)	下水管の配管化粧カバーについて(注意)
<p>生ゴミ粉碎機のディスプレイについて、横浜市では、砕かれた生ごみを排水と一緒に、そのまま下水道に流す「単体ディスプレイ」の設置自粛を要望しています。公共の下水管内に粉碎物がたまり易く、浄化設備の大きな負担となるためです。</p> <p>既設については、排水溝に生ゴミが付着しないように高圧洗浄によるメンテナンスが必要です。そのため掃除口の取付をお願いします。</p>	<p>今回、トイレ・浴室の下水管修繕工事において、通常壁の外に露出している配管に化粧用カバーを施しているケースがあります。</p> <p>漏水の際には、専有部分の壁を壊しての工事となり、メンテナンスを困難にしますので改善をして下さい。専有部分にある配管スペースも管理組合の共同監理部分に含まれますので、必ずリフォーム申請をして下さい。</p>

5. 作業所の2月度作業予定

- 1) 椿、山茶花軽剪定 2) 豚草除去 3) 樹木枝切り 4) 他随時作業